

第五回國會議院人事委員會會議錄 第九号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 星島 二郎君

理事 天野 公義君 理事 木村 公平君

理事 藤枝 泉介君 理事 南 好雄君

理事 松澤 兼人君 理事 加藤 充君

理事 逢澤 寛君

小 平 久雄君 關内 正一君

高橋 權六君 田淵 光一君

玉置 實君 藤井 平治君

赤松 勇君 坂口 主税君

江崎 一治君 北 二郎君

出席國務大臣

労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

(法制部長) 岡部 史郎君

人事院事務官 (事務局長) 浦島喜久衛君

通信事務官

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

専門員 中御門經民君

四月十六日

委員田中啓一君及び二階堂進君辭任につき、その補欠として井手光治君及び有田二郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十一日

委員成田知巳君辭任につき、その補欠として鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員天野公義君辭任につき、その補

欠として今村忠助君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員今村忠助君及び山崎岩男君辭任につき、その補欠として天野公義君及び逢澤寛君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事山崎岩男君の補欠として逢澤寛君が理事に當選した。

同日

天野公義君が理事に補欠當選した。

五月十一日

國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九五号)

四月二十七日

伊豆七島の勤務地手当地域給を特地域に引上の請願(土橋一吉君外一名紹介)(第五三五号)

同(松岡駒吉君外一名紹介)(第五九二号)

五月四日

新庄市の勤務地手当地域給支給の請願(志田義信君外四名紹介)(第八〇一号)

宮林署労働者を國家公務員法より除外又は特別職に任用の請願(深澤義守君紹介)(第八一一号)

官廳臨時職員の特遇改善に関する請願(風早八十二君紹介)(第八四四号)

東京中央電話局の超過勤務手当支給方法は正及び増額に関する請願(神山茂夫君外一名紹介)(第九〇一号)

同月六日

玉島町及び長尾町の勤務地手当地域

給を乙地域に引上の請願(星島二郎君紹介)(第一一四四号)

東八田村の勤務地手当支給の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二七九号)

國家公務員法の一部改正に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二八二号)

同月七日

人事官罷免に関する請願(岡田春夫君外一名紹介)(第一二六七号)

國家公務員法廃止並びに地方公務員法案及び労働関係法改正法案上程反対の請願(春日正一君外一名紹介)(第一二六八号)

稚内市の勤務地手当地域給を乙地域に引上の請願(松澤兼人君紹介)(第一三五〇号)

勤務地手当地域給に関する法律の一部改正に関する請願(神田博君外五名紹介)(第一四一四号)

同月十日

山代町の勤務地手当地域給を乙地域に引上の請願(永井英修君紹介)(第一四一七号)

公務員免職に関する請願(土橋一吉君外五名紹介)(第一五五五号)

同月十二日

古河町の勤務地手当地域給を乙地域に引上の請願(北澤直吉君紹介)(第一六七〇号)

の審査を本委員会に付託された。

四月二十一日

政府職員の新給與ベース確保に関する陳情書外六件(福岡縣三潁郡大善寺中学校教員中島千秋外三百二十名)(第二四八号)

五月十日

政府職員の新給與ベース確保に関する陳情書(福岡縣朝倉郡福城中学校内加藤昌男外十七名)(第四一八号)

同月十一日

國家公務員法等の一部改正に関する陳情書(大宮市長津川辰政外一名)(第四七二号)

を本委員会に送付された。

本日

の會議に付した事件

理事の互選

連合審査會開會に関する件

國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九五号)

國家公務員に対する寒冷地手当支給に関する法律案起草の件

○星島委員長 これより人事委員會を開きます。まず御報告並びにお諮りいたしますことがあります。

去る四月十六日田中啓一君、二階堂進君が委員を辭任せられ、新たに井手光治君、有田二郎君が委員となられました。去る五月十一日成田知巳君が委員を辭任せられ、新たに鈴木義男君が委員に選任されました。また昨五月十二日には天野公義君が委員を辭任せられ、今村忠助君が新たに委員に選任せられ、なお本日今村忠助君が委員を辭任せられ、天野公義君が再び委員となられました。また本日山崎岩男君が委員を辭任せられ、新たに逢澤寛君が委員に選任されたのであります。昨日委員を辭任されました天野君及び本日委員を辭任された山崎君と

もに理事でありましたから、この補欠選任を行わねばなりません。これは先例によりまして委員長において指名することに、御異議ありませんか。

○星島委員長 御異議ないものと認めまして、それでは委員長におきまして御指名を申し上げます。本日再び委員となられました天野公義君、逢澤寛君を理事に指名いたします。

○星島委員長 次に國家公務員に対する寒冷地手当支給に関する法律案の起草の件を議題といたします。本件は去る四月十二日本委員會決議によりまして、これがすみやかなる法制化を大藏委員會にあてて要望いたしましたのであります。大藏委員會の意向をいたしますが、これを本委員會において起草したい旨の申出がありましたので、本日この件を取上げたいと思ひ次第であります。しかしながら本件の所管につきましても、當委員會と大藏委員會との間になお若干の疑義がありますので、當委員會といたしましては、最終的にこれと異つた決定が下されしに際しては、その決定に従うといたしまして、一應本委員會におきまして、本件を取扱つて行きたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

○星島委員長 御異議ないものと認めます。それではさうに取扱ひをいたすことに決しました。幸い委員長の手元

におきまして、事務当局として作成いたしました案がございまして、それを読み上げることいたします。

國家公務員に対する寒冷地手当支給に関する法律案

第一條 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二條に規定する一般職に属する職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者に対しては、政府職員の新給與実施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）に規定する給與の外、寒冷地手当を支給する。

第二條 前條の寒冷地手当の支給地域、支給額、支給期間、支給方法その他支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第三條 新給與実施本部は、人事院規則の定めるところにより、前條の人事院規則で規定する事項の実施についての総合調整に關する事務をつかさどる。

附則
1 この法律は公布の日から施行する。

2 この法律の規定による寒冷地手当の支給は、昭和二十四年から実施できるように、措置されなければならない。

以上の通りであります、これにつきまして何か御発言はありますか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○星島委員長 それでは本案についてお諮りいたしますが、本案を一應本委員会の成案として決定し、関係方面と手続を終了した場合においては、本案を本委員会の成案として決定し、委員長の提出の法案として手続を進める

ことに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○星島委員長 御異議ないものと認めます。よつてさう決しました。なお本案の條項に大しで影響のない字句の修正等がありましたならば、それもおまかせ願ひたい、かように思う次第でございます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○星島委員長 これより去る十一日本委員会に付託になりました國家公務員法の一部を改正する法律案を議題として審査をいたします。

まず淺井政府委員より提案理由の説明を聴取いたします。

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律

國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号中「内閣官房次長」を「内閣官房副次長」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第二條第三項第八号中「國務大臣」を「國務大臣、内閣官房長官」に、同項第十号中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に、「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第二條第三項に次の一号を加える。

十五 失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて國が雇用した職員及び公共事業のため失業者として國が雇用した職員で、技術者、技

能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

第十五條第一項並びに第二十六條第一項中「總理廳」を「總理府」に改める。

附則に次の一條を加える。

第十七條 第五十五條第一項に規定する各大臣のうちには、經濟安定本部が存続する間は、經濟安定本部總裁が含まれるものとする。

第四次改正法律附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

○淺井政府委員 ただいま上程になりました國家公務員法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げたいと存じます。会期の迫りましたときに新たな法案の御審議を願ひますことにはまことに恐縮に存じますが、これは他の法案との関係上出て参りましたやむを得ざる案件でございますから、この点はもとより御了承願ひたいと存じます。この法案は今次第五國會に提案されております内閣法の一部を改正する法律案、總理府設置法案等が成立いたしましたあかつきにおきましては、現在の行政機關の機構、名稱等が変更せられることとなりますので、これに即應いたしまして國家公務員法中これらの諸法案に關係のある條項に所要の改正を行うこととしたものでございします。

その内容について簡単に申し上げます。すなわち、まず第一に「内閣官房次長」を「内閣官房副次長」に、また「總理廳」を「總理府」に、「宮内府」を「宮内廳」に改めようとするのでございます。次に連絡調整事務局臨時設置法が廃

止せられまして、その機構が外務省の機構の中に包攝されることとなります。のに伴ひまして、國家公務員法第二條に掲げてございします特別職の中から連絡調整中央事務局局長官を削除しようとするものでございします。

次に内閣官房長官に秘書官一名が置かれることになるに伴ひ、その職を特別職にしようとするものでございします。

次に緊急失業対策法の制定に伴ひまして、同法に基いて失業対策事業のために公共職業安定所から失業者として紹介を受けた者が、國が雇用した職員、それから公共事業のため失業者として國が雇用した職員で、技術者、技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者は、これを一般職として國家公務員法の適用を受けさせますことは、種々不適当なる点がございします。このため、これらのものを特別職として第二條第三項に加えるようにするものでございします。

次に従来の經濟安定本部令にかわりまして、經濟安定本部設置法が制定され、その機構が總理府から離れることとなります。これに應じまして、經濟安定本部總裁も各省各廳の長と同様にその部内の職員並びにその外局の長に對しては、任命権者としての地位を持つものであることの規定を設ける必要がある。その点を改正しようとするものでございします。

以上がこの法律案の内容でございます。すので、何とぞよろしく御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします次第でございます。

○星島委員長 次に質疑に移ります。――委員長よりちよつとお伺ひしたいと思ひますが、ただいま淺井政府委員よりお述べになりました以外に、目下大体成案ができて、すでに國會に提出されんとしております。政官の制度が決定いたしましたのでありますから、これはこの法案の通過を見ないでも、ここにそれがおおよそ出ることにきまつておられますれば、ただいまの中に參政官といふものを加えられてはいかがでありますようか、その点はいかがですか。

○淺井政府委員 ただいまお示しの点は參政官を特別職に加える、こういう趣旨のよう存じておりますが、これはほんとうにけつこうだと存じておるのであります。私どもといたしましては異議はないのであります。

○藤枝委員 人事院總裁にお伺ひいたしますが、食糧公團の設置が來年の三月三十一日まで延びるような法案が提出になつて、これもおそろく決定すると存じますが、その際第二條の第三項第十四号の規定を改正する必要があると思ひますが、その点について御所見を伺ひたいと思ひます。

○淺井政府委員 まことにごもつとも御質問でございます。この点はわれわれも氣づいておりました点でございます。従來この点につきましては國會側の御議決の改正ですつとやつて参りましたのであります。これは關係方面に對します關係等によりまして、その方が都合だと私も存じておりますので、その点の改正をここに追加させていただきますことは、たいへんけつこうだと思ひます。

○江崎委員 臨時職員はこの給與規定において非常に不利な條件になつておりますが、人事院としてはどうい

うふうに考えておられますか。

○岡部(史)政府委員 お答えいたします。お尋ねの臨時職員の範囲の問題でございまして、御承知の通り従来嘱託として設けられておりました職員は、嘱託制度の廃止に関する法令の実施に伴いまして、これを臨時職員としてとりあえず取扱うことにいたしました。これをその必要の存する間それと他の一般の職員と同じように待遇し、定員法その他の制定と相まちまして、他の職員と同じわけの中に入れ込むことになつておるわけでありまして、この臨時職員に關します限りは、今後特に差別的に取扱われることはないと存じております。

○加藤(充)委員 関連事項ですが、これは將來のために、また現在のために聞いておかなければならぬことであると思ひます。人事院總裁に、非常に会期切迫の折柄、この政令の改廃に關連してお尋ねしたいことは、先般、いづろだつたか期日は忘れましたが、新聞も今さだかには覚えておりませんが、けれども、何かいゆる社会のリンク、リーダーだといふふうなことをもつて自認しておる新聞記者と人事院とのいふふうなきさつが、ニュースになつて新聞紙上に報道されたことを私も今思ひ出すのです。それからそれに關係して記者團ばかりでなしに、労働者の方から人事官に対する不信任決議が出されたといふことを関係組合の新聞などで私も承知してゐるのです。が、これはいふ／＼な面から、ざつとばらんな言葉で言へば、右からも左からも、人事院といふものは、だれの落し子か知りませぬけれども、あいまいも、どしたもので、最近行政整理、

首切り等、それから人事に対する公務員法がまつた／＼羊頭を掲げて狗肉を賣るといふ結果になつてしまつた。これはりくつでなしに現実の事情としても、そう批判されてもいたしかたがないと、私も考へる節々が多いのですが、そういうことに相なつて来ておりますときに、やはり私はさきに申し上げた記者團との、相手にしないとかお互ひに言つてゐる点、それから労働者側から来る不信任の原因というやうなものについて、ひとつ淺井總裁から、淺井總裁の一方的な見解にもせよ、お聞きしておいた方が、人事委員として私どもの今後のいふ／＼職責を全うする上に必要だと思ひますので、その点をさつ／＼ばらんに御報告を願ひたい。

○淺井政府委員 質疑は二つの点にわかれておるやと思ひます。第一は新聞のニュースの制限につきまして、さやかな問題につきまして国会議員を煩わしまして、まことに恐縮に存する次第でございます。これは非常な小さな行き違ひで出ましたニュースに關することの問題でございますから、これは加藤さんを煩わすまでもなく、簡單に解決するだらうと思ひます。

それから第二の人事官等の不信任投票云々の話については私も存じておる次第でございますが、一体人事院の標榜しておりますやうな公正さとのむずかしい世の中で立てて行かうとします場合は、これは二つの方面からどうしても攻撃を受けるというところは、私も十分覺悟をしておる次第でございます。その一つの攻撃は加藤さんの方の攻撃だらうと存じており、見を十分取入れようと思ひますと、

また他の方面からの攻撃も受けなければならぬ。結局私どもの立場といたしましては、その間に処しまして公正さを欠いてはならないと努力いたしておりますので、いふ／＼御指摘の点はおもつともだとは存じます。が、私どももいたしましてはベストを盡して仕事をやつておるのだ、こういう所信を要する考えはありません。

○加藤(充)委員 そのさやかなといふことで、私はその通りだつたら別にここで問題にいたしません。が、さういふことはさらにまた新聞記者團のいふ／＼の神経を刺激するやうなことになるやうな配慮のもとに、また現実さやかな問題であるというならば、私はここでその問題は切りますが、ただ今の御答弁に關連いたしますが、あの三月の初めにいゆる公開審理が給與の問題について行われて、その結果についての発表の期間も間近に迫つておると聞いておるものであります。が、今の答弁では鋭意努力して、公務員法の本来の趣旨を、特に國家公務員の給與の問題については、鋭意眞剣に努力されておるといふ言葉があつたのですが、あの公開審理の結果がまだにはつきり発表されてないといふことは、その結果がいずれにもせよ、どうも私どもには了解がでないものであつて、その点今人事院總裁のお言葉通りの眞剣に鋭意努力しておりますといふことは矛盾しておるやうに思ふのですが、この点重ねてあわせてお聞きしたいと思ひます。

○淺井政府委員 お示しのやうに三月にやりました公開審理の結果が今日なお発表されませんことにつきましては、お示しの通りでありまして、まことに恐縮に存しておりますが、その内容が相当重要性を持つておるからでございまして、各方面とも十分打合せなければならぬといふ／＼なむずかしい問題が含まれております關係上、なおたいたいままでのところ、その結論をここに発表する段階になつておらないのは、まことに申訳ないのでございまして、さういふことも申しますやうに、一日も早く発表の段取りに至りたいと存じておりますので、しばらくお待ちを願ひたいと思つております。問題はその内容と同時に、その後においてとるべき措置にかかつておるのでございまして、さういふ御承知を願ひたいと思ひます。

○加藤(充)委員 これは言うまでもなく、人事院のおほいである科学性と合理性といふ問題から給與の問題を考へても、私はおのずから結論は明らかだろふと思ふのです。それがなし切れないといふやうな複雑な手続や何かが残つておるといふことであるならば、私はまつ先に今度の行政の簡素化の中に、人事院そのものが簡素化してゐないことはならない。むしろさういふものがあることによつて、科学性と合理性の点から見たならばまことににはつきりしておる、憲法の建前から見ても、いふ／＼なり／＼を言うまでもなく、やみ計算だとか、やみ給與だとか、号俸の再計算だとか、切下げだとか、いふやうな問題はなつておるのですが、さういふやうなことは結論的に、数字ははつきり言ひませぬけれども、何とかせなければならぬといふことがはつきり常識的に大方の結論として出ておりますのに、人事院といふやうなものがあつて、そのためにいふ／＼な犠牲負担が公務員法の第一條に掲げてあるやうな点から見てもまことに遺憾なことになつて、とりわけ下級の職員たちがその手続や機構のために、生活の中に苦しい條件で甘んじなければならぬ、犠牲をまきり押しつけられておるといふことになれば、まさしく機構の簡素化、行政の簡素化の面から見て、人事院そのものがまつ先に簡素化のやり玉に上らなければならぬものだと思つておりますが、現実的に考へて、淺井總裁の良識に訴えてさういふ氣がいたしませんか。

○淺井政府委員 人事院があるために人事行政の事務が滞つておるのか、人事院がなかつたならばどうなるか、なつておるのかは、加藤さんの御判断にまかせたいと思つております。ただ一つ申し上げますならば、もし人事院がなかつたならば六千三百七十四ベースになつていなかつたらうといふことであります。

○赤松委員 二つの点でお尋ねいたします。第一点はたいま人事院總裁は人事院があつた場合と、なかつた場合の例をあげておるのですが、あつた場合にこゝういふ不都合な人事院規則が出ておるのであります。これは五月九日に施行されましたが、大体内容は「職員は、法第百一條に基き、勤務を要しない時間又は前項の規定による場合の外、あらかじめ承認を得た休暇期間中において、次に掲げる行為を行うことができない。一、職員団体に加入すること、二、職員団体の結成に参加すること、三、職員団体の役員選挙その他の投票に参加すること、四、職員団体の会合に参加すること、五、法第九十

八條に規定する当局との交渉の準備その他の目的で、職員団体の代表者と適合すること、六、その他職員団体の業務に参加すること、こういう人事院規則が定められて、ただいま全官公労の諸君は、この規定のためにはなほだしく集会の自由が制限されておるのでございます。これは私河合厚生大臣当時、労働法の問題に關連いたしまして、當時労働者の集会の問題と憲法において規定されております集会の自由の問題とを政府に質問いたしました際に、當時の政府は明確に勤務中といえども集会の自由はあるということと言つておりますし、憲法の精神から申しましても、当然集会の自由が勤務中といえども與えられなければならないと考へる。そういう抽象的な意味でなく、具体的に実情に即して考へますときには、たとへば淺井人事院總裁は、労働組合を結成し、もしくはそれに參加することが許されておられませんので、そういう御経験がないと思つてございしますが、實際の労働組合運動をやつております者には、先般人事院が出しました勤務時間の延長、つまり四十八時間制の問題と關連いたしまして、朝もしくは出勤前、あるいは仕事が終わつた後において集会することは、事實上困難であることは十分御承知であらうと思つて、ことに非常に緊急性を要する場合には、その職場における職員組合の代表者が集まりまして、その意思を統一いたしまして、当局者と折衝することは、組合運動の運営の上からいたしまして望ましいことであると思つておられます。昨年の暮に人事院で試案が発表されました政治行為の制限に關する驚くべき反動

的な人事院規則をわれわれは見たのでございしますが、一体そういうものが今どうなつておるか。それから五月九日に出席された人事院規則は明らかに憲法で保障されておる労働者の集会の自由を侵犯するものであると考へるのでありまして、これらについて人事院總裁の御答弁をいただきたいと思つておられます。

○淺井政府委員 赤松さんのお尋ねにお答えいたします。まず第一の人事院規則の問題であります。從來おまゝに自由であつた組合活動に對して若干の制限を加へる結果になつたことは、まことにお示しの通りでございます。これが赤松さんの御主張になる、憲法に保障した集会の自由を違反するものかどうかは、ここで論議をいたしません。御趣旨はよくわかつたと存じますが、人事院の立場といたしましては、一体國家公務員はその勤務時間中におきましては、國家の事務に専念すべき義務があるということ、これ國家公務員法の明文によつて明らかでございます。しかもその意味におきまして、國民全体は國家公務員に對しまして給與を支拂う重い租税を負担しつゝあるというその使用主の立場も、私は國家公務員が考へなければならぬのではないかと考へております。その意味におきまして、公僕といたしましては、その組合の活動が勤務時間中は制限されるといううなことであることは、これはやむを得ぬことではなからうかと思つております。もとより組合の立場から申しますれば、たとへば組合大会等が實際に行われなくなるのではなからうかといううな御言葉でございますけれども、人事院

といたしましては決して適法な適正な組合活動を、あの人事院規則によつて阻止するといふような考へは毛頭持つておりません。ただそれがたゞいま申しましたような趣旨のもとに許されるべきものなりという一線を守りたいと存ずるためでありまして、なおあいつ規則を出したために、これが末端におきまして濫用せられて、正当な組合活動が圧迫されるというおそれはないかとの組合側の御主張は、まことにもつともだと思つて、人事院といつたしましては人事主任官會議等もございしますから、そこにおきまして十分この規則の適正な運用につきましては考慮するといふことを、私は組合側の人たちに今朝等も話して参つた次第でございます。そして、そのような考へでおる次第でございますから、何とぞその点を御了承願ひたいと存じます。

○赤松委員 ただいま人事院總裁からお話のございましたが、これは一方に於いて現実にどういふことを要されざる條件があるものでありまして、人事院總裁としては自分の良識から出た言葉ではないと思つて、この前試案として発表された政治行為の制限の問題、あの人事院規則をあのまま出すのかどうかというのが第一点。第二点といたしまして、今運用の面を云々されましたが、現実には各官廳でこれが非常に悪用されているのです。あなたが善良な意圖で出されたとしても、現実には非常にこれが悪用されて、そうして労働運動を著しく圧迫しているという事實は歴然たるものがある。あなた自身も十分御承知だと思つてございしますが、その運営の面についてあなたはどうの考へに考へられておるかといふことを、もつと具体的に、簡單でよろしゅうございしますからお聞かせ願ひたい。

○淺井政府委員 かつて國家公務員法を制定いたしましたときに、國家公務員の政治活動の禁止の條項が問題になりまして、これに關する人事院規則を制定するといふことになりましたとき、その内容について御質疑がございまして、きわめて不完全ながら、試案を當時の人事委員会へ出しましたのは、御承知の通りでございます。それよりたゞいままでの経過におきまして、この國家公務員の政治的活動をある程度制限することは、どうしても必要であるといふことの考へはかえておられません。ただその内容がいかにあるべきかといふことについては、いろいろ考慮すべき点がございますので、今日までのところまだ決定には至つておりませんが、ただいまの段階におきましては、赤松さんのお示しになりましたところのあの最初の案とは、非常にかわつたものになつておる。このように御承知を願ひたいと存じます。次にただいまの人事院規則の運用の点でございますが、これはここに通信省の労働局長も御列席でございますが、どうぞ各官廳側において適正な組合活動を圧迫することのないように願ひたいと思つておられます。とともに人事院としては、それに対して人事主任官會議等におきまして、適當な指示をし、また助言をし監督をする考へております。

○星島委員 赤松君、労働大臣が見えましたが、すぐ他の委員会へ行かれる關係がありますので、ここで鈴木労働大臣に對する御質問を願ひたいと思つておられます。

○赤松委員 總裁の御答弁不満足でございますが、労働大臣もお見えになつておりますので、政府の御都合もありまして、ただ一点だけ、実は教育公務員の特例法施行令第十六條は、教育職員で公選による公職にある者は、昭和二十四年六月三十日または地方公務員法施行のときまでは兼職できるといふことになつておるわけですが、これは國家公務員法の場合でも同じでございますが、現に教育職員だけで地方議員を兼ねておる者は、全國で二千五百名ある。従つてこの点につきましては、當時われわれがフーバー氏と折衝いたした際にも、これは六月までというものはほんの臨時の措置であつて、それまでに十分実情を調べて考慮をする。言いかえれば六月が最終の期日ではなくて、六月まで実情を調査して、その後適當な方途を講ずるといふことになつておつたのでございしますが、その点について淺井人事院總裁はいかに考へになつておるかお答え願ひたい。

○淺井政府委員 質疑の順序の都合もございしますから、この問題はまた重ねてお尋ねを願ひたいと思つて、ごく簡單に申し上げたいと思つておられます。一體議員が他の公職を兼ねるといふことの線は、なるべくこれをしないという基本的な一つの考へがございしますが、これについて除外例を設けるといふ部面もまた必要になつて来るということ、これはよく了承をいたしておられます。それについては当方といたしまして、いろいろ研究中でございしますが、今日のところまだ結論に到達してないといふことを申し上げなければならぬのは非常に遺憾だと思つておられます。

○赤松委員 總裁の御答弁不満足でございますが、労働大臣もお見えになつておりますので、政府の御都合もありまして、ただ一点だけ、実は教育公務員の特例法施行令第十六條は、教育職員で公選による公職にある者は、昭和二十四年六月三十日または地方公務員法施行のときまでは兼職できるといふことになつておるわけですが、これは國家公務員法の場合でも同じでございますが、現に教育職員だけで地方議員を兼ねておる者は、全國で二千五百名ある。従つてこの点につきましては、當時われわれがフーバー氏と折衝いたした際にも、これは六月までというものはほんの臨時の措置であつて、それまでに十分実情を調べて考慮をする。言いかえれば六月が最終の期日ではなくて、六月まで実情を調査して、その後適當な方途を講ずるといふことになつておつたのでございしますが、その点について淺井人事院總裁はいかに考へになつておるかお答え願ひたい。

○淺井政府委員 赤松さんのお尋ねにお答えいたします。まず第一の人事院規則の問題であります。從來おまゝに自由であつた組合活動に對して若干の制限を加へる結果になつたことは、まことにお示しの通りでございます。これが赤松さんの御主張になる、憲法に保障した集会の自由を違反するものかどうかは、ここで論議をいたしません。御趣旨はよくわかつたと存じますが、人事院の立場といたしましては、一体國家公務員はその勤務時間中におきましては、國家の事務に専念すべき義務があるということ、これ國家公務員法の明文によつて明らかでございます。しかもその意味におきまして、國民全体は國家公務員に對しまして給與を支拂う重い租税を負担しつゝあるというその使用主の立場も、私は國家公務員が考へなければならぬのではないかと考へております。その意味におきまして、公僕といたしましては、その組合の活動が勤務時間中は制限されるといううなことであることは、これはやむを得ぬことではなからうかと思つております。もとより組合の立場から申しますれば、たとへば組合大会等が實際に行われなくなるのではなからうかといううな御言葉でございますけれども、人事院

といたしましては決して適法な適正な組合活動を、あの人事院規則によつて阻止するといふような考へは毛頭持つておりません。ただそれがたゞいま申しましたような趣旨のもとに許されるべきものなりという一線を守りたいと存ずるためでありまして、なおあいつ規則を出したために、これが末端におきまして濫用せられて、正当な組合活動が圧迫されるというおそれはないかとの組合側の御主張は、まことにもつともだと思つて、人事院といつたしましては人事主任官會議等もございしますから、そこにおきまして十分この規則の適正な運用につきましては考慮するといふことを、私は組合側の人たちに今朝等も話して参つた次第でございます。そして、そのような考へでおる次第でございますから、何とぞその点を御了承願ひたいと存じます。

○赤松委員 ただいま人事院總裁からお話のございましたが、これは一方に於いて現実にどういふことを要されざる條件があるものでありまして、人事院總裁としては自分の良識から出た言葉ではないと思つて、この前試案として発表された政治行為の制限の問題、あの人事院規則をあのまま出すのかどうかというのが第一点。第二点といたしまして、今運用の面を云々されましたが、現実には各官廳でこれが非常に悪用されているのです。あなたが善良な意圖で出されたとしても、現実には非常にこれが悪用されて、そうして労働運動を著しく圧迫しているという事實は歴然たるものがある。あなた自身も十分御承知だと思つてございしますが、その運営の面についてあなたはどうの考へに考へられておるかといふことを、もつと具体的に、簡單でよろしゅうございしますからお聞かせ願ひたい。

○淺井政府委員 かつて國家公務員法を制定いたしましたときに、國家公務員の政治活動の禁止の條項が問題になりまして、これに關する人事院規則を制定するといふことになりましたとき、その内容について御質疑がございまして、きわめて不完全ながら、試案を當時の人事委員会へ出しましたのは、御承知の通りでございます。それよりたゞいままでの経過におきまして、この國家公務員の政治的活動をある程度制限することは、どうしても必要であるといふことの考へはかえておられません。ただその内容がいかにあるべきかといふことについては、いろいろ考慮すべき点がございますので、今日までのところまだ決定には至つておりませんが、ただいまの段階におきましては、赤松さんのお示しになりましたところのあの最初の案とは、非常にかわつたものになつておる。このように御承知を願ひたいと存じます。次にただいまの人事院規則の運用の点でございますが、これはここに通信省の労働局長も御列席でございますが、どうぞ各官廳側において適正な組合活動を圧迫することのないように願ひたいと思つておられます。とともに人事院としては、それに対して人事主任官會議等におきまして、適當な指示をし、また助言をし監督をする考へております。

○星島委員 赤松君、労働大臣が見えましたが、すぐ他の委員会へ行かれる關係がありますので、ここで鈴木労働大臣に對する御質問を願ひたいと思つておられます。

○赤松委員 總裁の御答弁不満足でございますが、労働大臣もお見えになつておりますので、政府の御都合もありまして、ただ一点だけ、実は教育公務員の特例法施行令第十六條は、教育職員で公選による公職にある者は、昭和二十四年六月三十日または地方公務員法施行のときまでは兼職できるといふことになつておるわけですが、これは國家公務員法の場合でも同じでございますが、現に教育職員だけで地方議員を兼ねておる者は、全國で二千五百名ある。従つてこの点につきましては、當時われわれがフーバー氏と折衝いたした際にも、これは六月までというものはほんの臨時の措置であつて、それまでに十分実情を調べて考慮をする。言いかえれば六月が最終の期日ではなくて、六月まで実情を調査して、その後適當な方途を講ずるといふことになつておつたのでございしますが、その点について淺井人事院總裁はいかに考へになつておるかお答え願ひたい。

○淺井政府委員 質疑の順序の都合もございしますから、この問題はまた重ねてお尋ねを願ひたいと思つて、ごく簡單に申し上げたいと思つておられます。一體議員が他の公職を兼ねるといふことの線は、なるべくこれをしないという基本的な一つの考へがございしますが、これについて除外例を設けるといふ部面もまた必要になつて来るということ、これはよく了承をいたしておられます。それについては当方といたしまして、いろいろ研究中でございしますが、今日のところまだ結論に到達してないといふことを申し上げなければならぬのは非常に遺憾だと思つておられます。

○赤松委員 總裁の御答弁不満足でございますが、労働大臣もお見えになつておりますので、政府の御都合もありまして、ただ一点だけ、実は教育公務員の特例法施行令第十六條は、教育職員で公選による公職にある者は、昭和二十四年六月三十日または地方公務員法施行のときまでは兼職できるといふことになつておるわけですが、これは國家公務員法の場合でも同じでございますが、現に教育職員だけで地方議員を兼ねておる者は、全國で二千五百名ある。従つてこの点につきましては、當時われわれがフーバー氏と折衝いたした際にも、これは六月までというものはほんの臨時の措置であつて、それまでに十分実情を調べて考慮をする。言いかえれば六月が最終の期日ではなくて、六月まで実情を調査して、その後適當な方途を講ずるといふことになつておつたのでございしますが、その点について淺井人事院總裁はいかに考へになつておるかお答え願ひたい。

○淺井政府委員 かつて國家公務員法を制定いたしましたときに、國家公務員の政治活動の禁止の條項が問題になりまして、これに關する人事院規則を制定するといふことになりましたとき、その内容について御質疑がございまして、きわめて不完全ながら、試案を當時の人事委員会へ出しましたのは、御承知の通りでございます。それよりたゞいままでの経過におきまして、この國家公務員の政治的活動をある程度制限することは、どうしても必要であるといふことの考へはかえておられません。ただその内容がいかにあるべきかといふことについては、いろいろ考慮すべき点がございますので、今日までのところまだ決定には至つておりませんが、ただいまの段階におきましては、赤松さんのお示しになりましたところのあの最初の案とは、非常にかわつたものになつておる。このように御承知を願ひたいと存じます。次にただいまの人事院規則の運用の点でございますが、これはここに通信省の労働局長も御列席でございますが、どうぞ各官廳側において適正な組合活動を圧迫することのないように願ひたいと思つておられます。とともに人事院としては、それに対して人事主任官會議等におきまして、適當な指示をし、また助言をし監督をする考へております。

○星島委員 赤松君、労働大臣が見えましたが、すぐ他の委員会へ行かれる關係がありますので、ここで鈴木労働大臣に對する御質問を願ひたいと思つておられます。

○赤松委員 労働大臣にお伺いします。労働大臣は同時に民主自由党の議員でもありますので、私は現政府は民主自由党の大会の決定なりあるいは民主自由党の総選挙における公約の上に立つて、現在のいろいろな政策が行われているように了解しておるのでございますが、昨年十二月の臨時党大会におきまして緊急政策が決定された。その緊急政策中に、労働対策の第四項の中に、大規模な建設作業と自由企業の中に、失業群を吸収する措置をすべしとあり、失業保険制度の充実と活動を國家の全責任において行ふ。それから應急失業対策の中に、生産的公共事業の拡充、大資本の負担による社会保障制度の確立、生活困窮者に対しては國費による更生をはかる。こういうことがうたわれておりまして、保守反動——と申しますとその辺の方に怒られるかも知れませんが、保守政策としてはまことに進歩的な一つの模範を備えた政策が決定されておるのでございます。ところが現実には吉田内閣の政策実行の面で現われております現象は、これはまことに緊急対策と相反しておるものが出て来ておる。そこで先般来労働委員等におきまして、労働大臣はこの失業対策、あるいは労働対策全般につきまして、いろいろ御答弁をなさっておりますのでありますが、大体労働大臣の御答弁を要約して申しますと、百七十七万人の失業者を予想している。そのうちとてあそび七十七万人を吸収して、百万人は来年度にまわす、そこで百万人を来年度は吸収できるのだ、こういうような御答弁をなさっておるのでございますが、来年度の百万人を吸収し得るその見通し、それから昨日もあなたは

内閣委員会におきまして、二十万人を輸出産業に吸収する自信がある、こうおっしゃった。爲替レートの設定に伴つて、たゞいま輸出産業方面はいろいろな変化が起きているのでございまして、具体的にいへば、なものは示されておりますが、こういう失業対策についてどうも御答弁が非常にあいまいでございまして、この際ひとつこの点を明瞭にしていただきたい。なお先般たしか労働委員会だと思ひますが、見返り資金の中から失業対策費を出すのだ、失業保険を含めた二十九億の失業対策費では、もちろん足らぬことはだれが見てもわかる。その失業対策費を見返り資金の中から出すのだ、こういう御答弁でございまして、御承知のように見返り資金というのは物がこれから入つて参ります。その物が金になつて、それが政府に吸収されて、それからである。それまでは日銀のつなぎ資金でやつて行くというところになつておる。一体そういう点について見返り資金のうちからどれくらい出す。あるいはそれはいつごろ出せるのかというところについて具体的な御答弁をひとつお願いしたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 御質問の御答へが前後しますが、知れませんが、一番最後にお聞きになられた見返り資金の問題から御答へいたします。それは昨日の内閣委員会だつたかと思ひますが、御承知のように失業対策の中心的事業として、私の方からあれを御説明申し上げたのではないのでありまして、本来公共事業といふものが問題になつて公共事業費が少いじゃないか、これを失業対策を強化する意味において増加する、こういう考え方を持っておるか、

こういう御質問があつたわけでありまして、それに対して、お答えいたしましたのは、公共事業の費用は御承知のように物價の騰貴といふふうな面からいへば、かえつて減つたと言へるくらい状態である。これはその通りであります。しかし今ここに予算の組みかえなり、補正予算を出して、そうして公共事業費をふやすといふことは、これは直接大蔵大臣の問題であるが、きわめて困難であり、特に所管外の私が申し上げることではなないが、ただここに一つの公共事業的の、失業対策に対して弾力性を持つたもう一つの部内が考えられる。それは見返り資金によるこの事業である。いわゆる公共事業として予算の面において同じ扱ひはしておりませんが、これも、たゞいま計画されておる部門が電源の開発とか、それから公益中心の道路、港湾といふものの開発という一連の相当大きな計画のもとに進んでおるからして、そういうものが進んで来れば、いわゆる従来の意味における公共事業以外に、この面も直接的ではないにしても、失業対策の一つの弾力性として考えることができるのではないかとと思つております。こういうことをお答えしたわけでありまして、同時に御指摘のようにあれは物が入つて来てから資金化して、それから実際の資金になるものであるといふことも御指摘の通りであります。この点につきましては、これも大蔵大臣の所管でありまして、失業対策のことでもつて、私と大蔵大臣が列席して質問を受けたときに、そういうことも考慮して、日銀その他に對してつなぎ資金の援助という方式を考えておる。そうして見返り資金の資金化という問題との時間的ずれという問題に対しては、ある程度考慮しておる。これは大蔵大臣の考え方でありますが、私列席して聞いておつたことでありますからお伝えしますが、そういうことも考えておるから相当役立つのではないかと考えております。時期の問題は、何月何日といふことは大蔵大臣は言いませんでした。おそらく目下大急ぎで計画を決定しつつある段階だと思ひます。

それから最初にもどりまして、民主自由党が社会保障制度の完成までも含めた大きな労働政策を掲げたのではなないか、そうではないか、その通りであります。民主自由党も決して保守反動の政であるはずはないのであります。保守党といへば、あそこまで政策が行き得るはずでありますし、当然だと思ひます。民主自由党があの政策を掲げておかしと考へられるのがおかしいのでありまして、当然だと思ひます。ただ現在の財政の状態、いろいろな点から考へますと、一挙にそこまで持つて行けない。たとえば失業保険の制度におきましても不十分だといふ御批評もありましたけれども、現在許され得る條件のもとにおきましては、最大限の態勢を整へまして、すでに衆参両院に於いてそれが成立していることも御承知の通りであります。その他問題は同様に條件の許す限り、現在の情勢とも考へあわせまして、その方向に民主自由党も私も進みたい。それから百七十七万云々、これはおそれる赤松さんの質問の中心をなすものと思ひますけれども、失業者が相当出るといふことはむしろ考へられますけれども、いつどこでどれだけ出るかと

いうことを具体的に時間的に地域的には計し出すといふことは、おそろくだれもできないだらうと思ひます。百四十万ないし百八十万といふ数字は、漫然と想像したわけではないのであります。安定所の動きを通じ、従来の労働省の経験と照合し、それから安本、商工省方面の各産業の係とも検討いたしました得た数字でありまして、現在におきましては共産党の諸君からは一千万人の失業者が出るといふふうな、角度によりいろいろ見方もありますが、私どもは現在のあの数字によるのが根拠があり、妥當なものと思ひます。と思つておるわけでありまして、来年度百万人の國民經濟の雇用量が開かれるかどうかといふ問題も、見方によつては開かれないといふ考へ方も一應も二應も成立つてありましようけれども、これは安本が計画しつつあるところの再編成されたところの新しい計画とにらみ合せまして、最初は百万人、それからだん／＼はつて来て、今度は九十四万人となつておると思ひますけれども、そういう数字は来年度において一應出るという見通しをあえて労働省だけでなしに、安本、商工省とも検討した結果知り得た数字でござい

○赤松委員 見返り資金、口を開けば政府は見返り資金だけを相手にします。が、ほかには何もないのであります。見返り資金、見返り資金といふことを鬼の首でもとつたように申しておりますけれども、実は千七百五十億といふ見返り資金は、おそろくアメリカの國會でもまだ承認されてないのじゃないかと思ひます。そしてしかもこの見返り資金の使い方に關しまして

は嚴重に監視されておる。しかも日本政府はこの見返り資金の使い方については、ただ安本の一部の官僚が案を立てておるだけで、政府全体として、ちよと予算の分取りと同じような形になつておまして、政府全体としての総合的な資金の運営に関する方策はできていない。実はこのういふことを労働大臣にお尋ねするゆゑんは、何もこの点を明白にしてくれというのではなくて、あなたが見返り資金の中から失業対策費を出すのだ、こつちやと、一般の失業者、半失業者、あるいはやがて出るであろうところの失業者の諸君は、それに対して非常に大きな希望を持つておられます。そこで私はこの点を明白にしておきたいと思つて、あなたに御質問したのであるが、あなたの口から明白にならないとすれば私の質問はその程度で終ります。

第二の点、來年は多分百万人くらいは吸収できるであろう、今その計画を安本が立てておるのだ。こつちやとお話でございすが、御承知のように、労働省といふのはサービス省である。あなたは労働者の保護の立場に立つておられるところの大目である。従つてあなたには、一面は吉田内閣の行政整理、あるいは資金面その他から来る民間企業の整備、それによつて出て来る失業者、これに対する十分な保護をする義務があなたに負わされておる。ただいまの御答弁によれば、多分百万人くらいは、來年は何とかなるだろう、見返り資金の中から何とかさういふものも出て来るのじゃないかと、こつちや考へておる。こつちやとてあつては、鈴木労働行政が二、三具体的に何であるかと

いうことが明瞭になつて來ない。(「どうすればいいのだ」と呼ぶ者あり)どうすればいいかといふことをわれわれは聞いておる。今あなたの当面するこの失業対策について、二十九條の予算では足りないといふことは万々わかつておる。それでもつと具体的にこの百七十万あるいは八十万の「われわれ」の見込みでは四百万と見込んでおる。この百八十万もしくは七十万の失業者に對して、労働大臣としてどのように救済したらよいか、いまだ案が立つていないければ、あなた自身のお考えでもつこつちやでございすが、この点を明瞭にしていただきたい。

○鈴木労働大臣 赤松さんの質問が見返り資金や何かに向けられたから、一應それにお答えしたのみでありまして、見返り資金をもつて失業対策の中心の財源であると考えておるというようなことは、考えたこともありませんし、お答えしたこともありません。失業対策は、おのずからこれは一つの援護的な弾力性としてのみ考えられる問題であつて、失業対策の問題自体は、別個に考えらるべきであり、また考へております。その点において初めて御質問があつたと思ひますので、お答え申し上げます。

率直に申し上げまして、百四十万人もただちに最終雇用面に向けるということは、日本の國民経済の關係から、でき得ないといふことだけは、赤松さんにも認めていただけたと思ひます。しかも一方においては、根本的には百七十万から百四十万か、その数字が情勢の變化によつて出て來るでありまして、それが、それをまず、は國民経済の新しい雇用面に吸収し終るのではありません、失業

対策は完成しないという根本原則も、否定しがたいと思ふのでありますが、結局はその間の時間的のずれに對して、どういふふうな措置をとつて行くかといふことが直接的な御質問の中心であり、同時に失業対策の本体をなすものだと考へております。

その点につきましては、まずこれは失業対策の中で、最も消極的な面でございますが、どの國でもさうであり、日本でも一應も二應も利用しなればならないのは、失業保険の問題であると思ひます。失業保険自体は、きつめて消極的な失業対策に出ないものでありますけれども、しかし大量の失業者の出て來るときには、これは段階的な一つの有力な方法としては、採用して間違いないと思ひます。この点につきましては、御指摘のように、現在の予算には二十一億円の國庫負担金が計上されております。これに對して労働者諸君及び経営者諸君から拂われるところの保険料はその倍、つまり二十一億円の國庫負担金が活用される場合には、四十億円の、一方における保険料の積み立てがなければなりません。この経理は、現在の日本にとつては不幸中の幸いであります。きつめて健全に行つておるのであります。今年の三月までの剰余金が五十億円ある。おそろくさういふ面から行きますと、保険経理はきつめて健全であつて、最大限に去年の剰余金までも動かして、政府の國庫負担金が、これは義務費でありまして、それに付随して動く場合には最大限百四十万人の人たちに対する保険を支拂うことができるといふ経理になつております。しかしそんな数字はとつておりません。今の二十億

円で付した場合には、何人かといふと、三十万人であります。しかしこれは義務費でありまして、予算には何も計上してなくても、どんな失業者ができて支拂う場合には、必然的に政府が何らかの措置をとつて支拂うものであります。四、五十万人ないし七、八十万人くらい、情勢によつて支拂い得るという目標をつけたのであります。最大限に言えば百四十万であります。おそろく私どもの見通しでは、百四十万人の保険料を支拂うという事態は出て來ないと思ひますが、現在二十一億円計上されておるのが少いと思へば、ふやしてもこの面は安全だと思つております。

それからこの消極的な失業対策に對して考へられるのは、直接的な、段階的な失業対策事業の展開でありまして、この方式は、昨年まで公共事業費の中に労働省所管として計上されておつた、あの公共事業の中の一を移して來て、一般會計に移したのであります。それが失業対策費として八億八千万円計上されております。これが少いといふのが、衆参両院を通じての議論の中心であつたことは御承知の通りであります。これに對しましては、少いといふことを決して否定しておらないのであります。皆様と同様、特に労働大臣といひましては、あまりにも少いといふことを明確に認めております。同時に、政府としても、決してそれを否定してはおりません。この問題につきましては、しばしば國におきましてまた大蔵大臣とも話合つております。必要なときに何らかの形で八億八千万円によつて設定された緊急失業対策費、さうして今度できつた

緊急失業対策法、この一つの法律を援用しつゝ、財源を供給することによつて、直接的な失業救済事業を急進に、強力に展開して行きたい。その財源の捻出方法をどうするかといふことは、どうぞ大蔵大臣に聞いていただいていきたいと思います。しかし「つぎ」ございせん。補正予算か、あるいは予算内のやりくりか、さういつた問題は、大蔵省自体が検討していただければいいのであります。政府自体といひましては、當然の責任であると思ひます。

○赤松委員 ただいま六十億の予備金の問題が出ましたが、これは政府が出すのではなくて、政府の出すのは二十億、あとは事業家や、あるいは労働者が負担するのであります。何もわざわざ六十億と言つていただかなくて、もつちやと思ふのであります。要するに、鈴木労働大臣のお話を聞いておると、政府の方には何らかの対策はない。これから大蔵大臣にでもひとつ聞いてもらつて、何らかの対策を立ててもらいたいといふのが大體の御答弁の要旨のように考へられます。そこで私はこつちやとつと明らかにしておきたい。今現に東京を始め、大同製鋼でも、日本電氣でも、あるいは日本セメント、こつちやういふふうになつて企業整備が全面的に行われて來ておる。そこでおそろく労働大臣は、この企業整備の事態といふものを十分御存じないと思ふのでございすが、先般経済安定委員会におきまして、集中排除法を悪用して、さうして東芝が企業整備、あるいは首切りのためにそれを便用した。この点は経済安定委員会におきまして、さういふことは違法である

と考へておる。こつちやとつと明らかにしておきたい。今現に東京を始め、大同製鋼でも、日本電氣でも、あるいは日本セメント、こつちやういふふうになつて企業整備が全面的に行われて來ておる。そこでおそろく労働大臣は、この企業整備の事態といふものを十分御存じないと思ふのでございすが、先般経済安定委員会におきまして、集中排除法を悪用して、さうして東芝が企業整備、あるいは首切りのためにそれを便用した。この点は経済安定委員会におきまして、さういふことは違法である

ということが明確になつたのでござい
ます。全国各地のいろいろな、今首切
りの起きております工場をば、われわ
れは調査しまして、その中には多分に
黒字になつておる工場がたくさんあ
る。黒字になつておる工場で、なぜ首
切りが行われておるかといへば、たと
えば大同製鋼なんかもそうでございま
すが、大同製鋼の星崎工場では十分黒
字になつておる。金融資本家が背後に
おりまして、そうしてこれだけの企業
整備をやれば、これだけの首を切れは
あとは金を貸す、この首を切らなけれ
ば金を貸さないというのです。だから
経営者としては、いや／＼首を切
つておる工場も実際あるわけですが、こ
れは非常に不当な労働者に対する圧迫
行為だと思ふ。こういうことが随所に
出て来ておる。私たちの労働政策とい
うものは鈴木労働政策のように消極的
なものではない。われ／＼はまず第一
に今出ようとしておる失業問題、これ
を積極的にどういうふうな解決するか
という事は、第一にわれ／＼は企業
内における労働者と資本家の、経理面
あるいは企業の合理化の面、あるいは
生産性の向上の面で労働者が單
に賃上げ闘争だけでやるのではなくし
て、積極的な生産復興の面で協力す
る、そのためには経営者の方で経営の
実態を明らかにして、ほんとうに労働
者が奮起できるような、納得できるよ
うな、そういう強力態勢をつくつて行
こう、それを通じて雇用量を増大す
る、そうしてなるべく失業者は出さな
いようにする。これが当面第一に必要
な失業対策ではないかと思ふ。その次
に問題になることは、やむを得ず出て
来る失業者に対してどうするか、やむ

を得ずという言葉の中にはいろいろな
解釈があるようでございしますが、要す
るにやむを得ず出て来る失業者につ
いてはどうするか。一般的に言へば、
これにつきましてもいろいろな方策が
あるものでありますが、今そういう形で
出て来ている失業者は、大同製鋼なん
かは今ハンガー・ストライキに入つて
いる、そして死ぬか生きるか餓死寸前
にいます。そういうような情勢でござい
まして、現に起きている企業整備とい
うものは、單に企業を合理化するとか
何とかいうことよりも、たとえば共産
党の勢力を排除するとか、産別脱退を
強要するとか、あるいは強い労働組合
なら強い指導者を排除するとか、そう
いうきわめて政治的な面が強くなつて
来ております。労働大臣としては、
そういう資本家の、九原則実施に便乗
して反動政勢に出てくる事実を、どう
いうふうにごらんになるか、一ぺんそ
の点を御尋ねしたい。

○星島委員長 各委員会がわかれてい
るのでありますから、本法案に関係の
ないことは関係のある委員会でもつて
もらいたい。

○鈴木國務大臣 簡単にお答え申し上げ
ます。失業対策と申しますか、労働
対策の根本は、労資双方の協力による
生産性の引上げにあるという見解に対
しては、まったく同感であります。同
感であるばかりでなく、今後の労働行
政をそこへ持つて行きたいと思つてお
ります。それから九原則あるいは集中
排除、そういうものに対する便乗的
な、経営の実態から離れた、そういう
ところの首切りということ、私は正
しいと考えておりません。一々の問題
については検討した上でのごとであり

ますけれども、そういうものにつきま
しては、今申しました労資双方の協力
による生産性の向上という責任に照し
まして、そういうものがありといたし
ますれば、そういうものは絶対的に排
除すべきであると思つております。

○赤松委員 具体的にどんなふうな排
除されますか。

○鈴木國務大臣 適当な行政的あるいは
その他の方法をもつて善処いたした
いと思ひます。

○赤松委員 その点をひとつ明らかに
してもらへませんか。

○星島委員長 そういうことは労働委
員会でひとつやつていただきましょ
う。

○加藤(充)委員 龍宮の夢物語みたい
な大きなスケールの話は、ここで聞い
てもしょうがないから、聞けばいい
でもありますが、やめますが、大体
失業保険だなんてなまじきなことでな
しに、退職金がきまらないで首を切る
ということについては、労働大臣はど
うお考えになりますか。

○鈴木國務大臣 退職金はきめます。
○加藤(充)委員 きまつてないじやあ
りませんか。

○鈴木國務大臣 だから同時に一方で
もつて政令によつてきめます。

○加藤(充)委員 政令によるとかなん
とかいつて、退職金があつたまじにな
つていくことについてはどうですか。

○鈴木國務大臣 その問題が解決しな
ければ、法案がかりにでき上つたとい
たしまして、手をつけるはずはあり
ませんから、これは同時にありますか
ら、大丈夫であります。

○加藤(充)委員 それはあと議論して
もしようがないが、それじや退職金な

しに首切することは困るとか、あるいは
退職金については、現在の公務員につ
いてはこれくらいが適當であるとか、
あるいはこのくらいの退職金をやりた
いとかいうような、人事院の方面か
ら、定員法その他を仕上げる前に、あ
なたの方へ勧告が何かありませんでし
たか。

○鈴木國務大臣 内閣全体としてはそ
れは存じませんが、私自身に関する限
りでは、そのことは聞いておりませ
ん。

○加藤(充)委員 それではそのことに
ついて浅井さんにお聞きしたいので
す、そういうようなことについて何か
勧告をなさつたことはありませんか。

○浅井政府委員 たいだいまでのこと
ろ、ありません。

○星島委員長 本法案についての審査
は、本日は一應この程度にとどめたい
と思ひます。

○星島委員長 次に内閣委員会におい
て審査中の行政機関職員定員法案は、
本委員会にとりましても密接な関係を
有すると認めますので、この法案につ
きましては、当委員会と内閣委員会
の間におきまして、連合審査会を開きた
いと思ひますが、これに御異議はあり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 異議ないものと認めま
して、さよう決します。なお連合審査
委員会の期日につきましては、委員長
におきまして、内閣委員長と協議の
上、公報をもつて御通知いたすことと
いたします。

なお本日日程中の諸願及び陳情書
の審査でございしますが、これは後日に

譲りたいと思ひます。これについて御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議ないものと認め
ます。よつて諸願及び陳情書の日程は
後日に延期いたします。

なおこの機会に皆さんに御紹介いた
したい人があります。今回当委員会の
専門員といたしまして中御門経民君に
お願いして、その就任を見た次第であ
ります。同君は長い間衆議院の書記官
として勤めになり、その後貴族院議
員として政治に長い間御関係になつた
まことに適任な方と思ひまして、当委
員会といたしましては、非常にいい専
門員を得たことと思ひます。これを御
紹介いたします。

それでは次回は公報をもつてお知ら
せいたします。本日はこの程度で散会
いたします。

午後零時三十八分散会

昭和二十四年九月四日印刷

昭和二十四年九月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局